

資料3-1 <旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)> (旧李王家別邸・(旧)ホール棟) 保護の設定方針

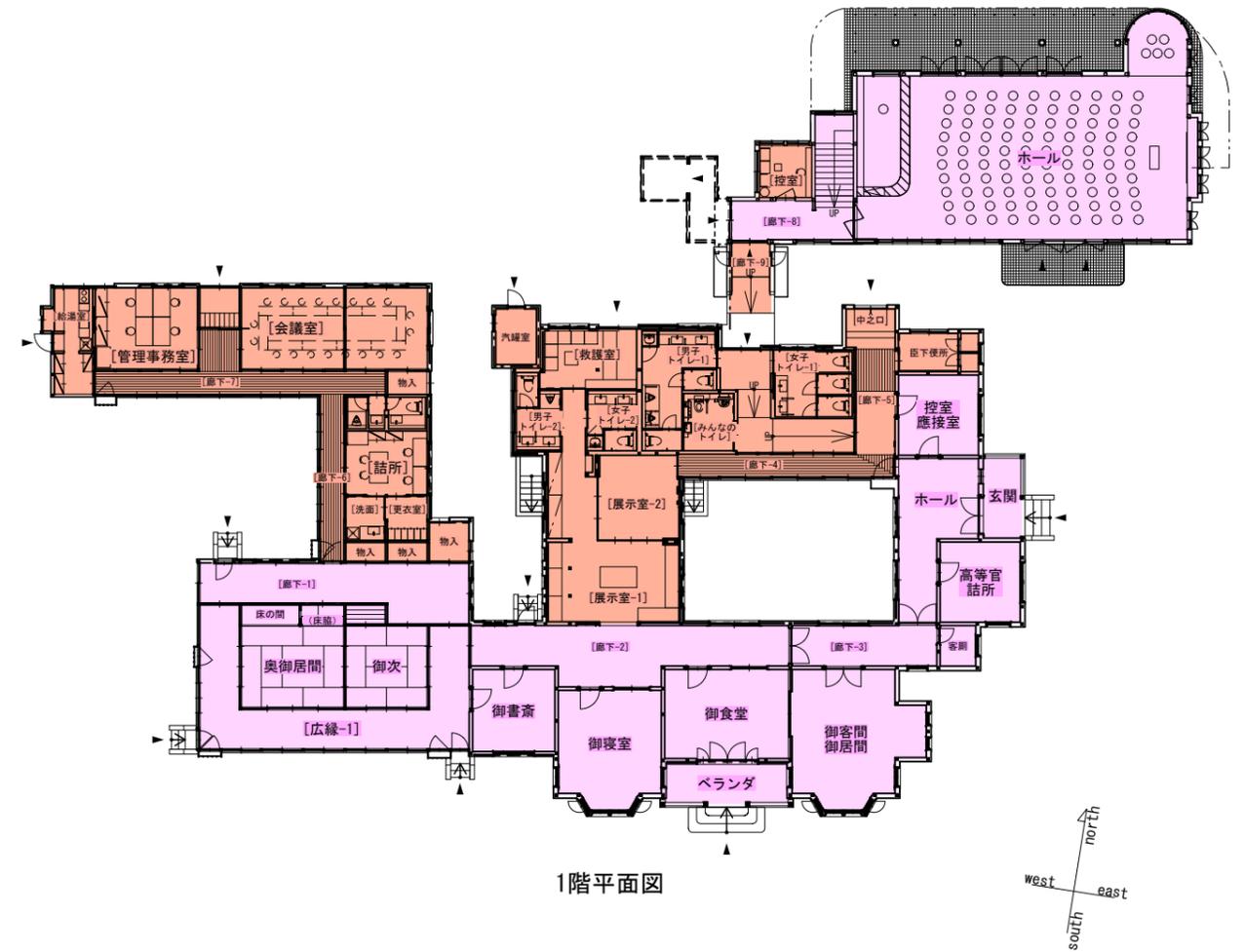
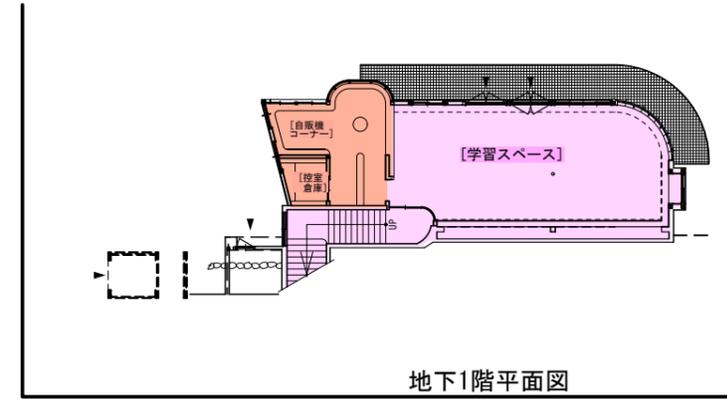
保護の設定方針

今後、保護の方針(部分・部位)を具体的に設定していくため、『明治記念大磯邸園邸宅保存活用計画(案)中間とりまとめ(令和2年4月)』、『重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針』を基に、旧滄浪閣(伊藤博文邸跡・旧李王家別邸)の保護設定方針を以下のように設定する。

【黒字：中間とりまとめ時の標準の考え方、赤字：基本設計の保護の設定方針】

部分	保存部分 文化財の価値を特に有する部分	保全部分 文化財としての価値を減じないよう維持及び保全することが必要とされる部分	その他部分 文化財としての価値が低い、又は失われている部分
部位	<ul style="list-style-type: none"> 主要構造材や造作、仕上類などの当初材が概ね残る、或いは一部残る範囲であり、それらの当初材を継承しつつ、改変された範囲は、痕跡や史料を基に、構造材や内外装全て復原予定範囲。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初主要構造材が一部残り、その部材を継承しながら、痕跡や史料にて、主に構造材、外装(外壁や屋根)を復原予定。その他造作材や仕上は、活用に合わせて整備(一部復原)予定範囲。 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点では該当なし。
<基準1> 材料自体を保存していく部位	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な材料又は仕様である部位 主な構造に係る部位 <p>⇒主要構造材(基礎、軸組、小屋組)、 板材や内法材等造作材、建具など 当初材或いは復原材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な材料又は仕様である部位 主な構造に係る部位 <p>⇒主要構造材(基礎、軸組、小屋組)、 板材や内法材等造作材、建具など 当初材或いは復原材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な材料又は仕様である部位 主な構造に係る部位 <p>⇒現時点では該当なし</p>
<基準2> 材料の形状・材質・仕上げ色彩の保存を行う部位	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位 <p>⇒屋根材、畳、漆喰壁等左官壁、障子紙、雨戸、戸袋等、外部造作など当初材或いは復原材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位 <p>⇒屋根材、畳、漆喰壁等左官壁、障子紙、雨戸、戸袋等、外部造作など当初材或いは復原材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位 <p>⇒現時点では該当なし</p>
<基準3> 主たる形状及び色彩を保存する部位	<ul style="list-style-type: none"> 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 <p>⇒当初仕様が不明確である仕上、造作、照明器具や建具など、文化財の雰囲気 considering して整備する新設後補材を設定予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 <p>⇒当初仕様が不明確である仕上、造作、照明器具や建具など、文化財の雰囲気 considering して整備する新設後補材を設定予定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分との調和を目指し面的に広がる部位 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 <p>⇒現時点では該当なし</p>
<基準4> 意匠上の配慮を必要とする部位	<ul style="list-style-type: none"> 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 <p>⇒活用のために整備する設備や配管、隠蔽カバー等、常設する新設後補材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分と視覚的に一体の部位 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 <p>⇒活用のために整備する間仕切壁、天井、設備など、公開範囲にて常設する新設後補材を設定予定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分と視覚的に一体の部位 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 <p>⇒現時点では該当なし</p>
<基準5> 管理者の自由裁量にゆだねられる部位	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の自由裁量にゆだねられる部位 <p>⇒現段階では該当なしの予定</p> <p>※工事前の部位の中で、改変されている後補材は全て基準5に該当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の自由裁量にゆだねられる部位 <p>⇒活用のために整備する間仕切壁や天井、設備など、非公開範囲にて常設する新設後補材を設定予定。</p> <p>※工事前の部位の中で、改変されている後補材は全て基準5に該当</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理者の自由裁量にゆだねられる部位 <p>⇒現時点では該当なし</p>

- : 保存範囲
- : 保全範囲
- : その他範囲



部分設定方針図(平面図)

※ 部屋名は、「[李王家]大磯別邸平面図(東京都立中央図書館特別文庫室所蔵)」及び「大磯旅館滄浪閣平面(大磯町立図書館所蔵)」に記載される部屋名を基に設定。ただし、[]の部屋名は、便宜的に設定した名称。部屋名は公開後に向けて、今後精査する必要がある。

※耐震補強やその他法対応措置にて、改変、付加する材は、基準4として設定予定。